

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]
 《122～124 頁》「規律委員会規則」一部改正

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(委員会の構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 委員は、辞任又はその任期が満了した<u>後</u>においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(委員会の議決方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第7条 <u>委員会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則(以下「指導等規則」という。)の定めるところにより、会員の役員及び使用人又はこれらの職にあった者並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人又はこれらの職にあった者(以下「役員使用人等」という。)に対する指導、勧告、又は処分(指導等規則第7条第1号を除く。)(以下「指導等」という。)を決定しようとするときは、指導等に係る事案(以下「事案」という。)ごとに第8条により構成される指導等小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、これに事案の審議を行わせることができる。</u></p> <p>(小委員会の構成等)</p> <p>第8条 <u>小委員会は、委員のうち、事案ごとに会長が指名する会員外の委員3人及び会員の委員2人をもって構成する。ただし、特別な利害関係を有する場合は、指名することができない。</u></p> <p>2 <u>会長は、会員外の委員のうち1人を小委員会の委員長に指名する。</u></p> <p>3 <u>小委員会の委員長は、小委員会を随時招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>4 <u>会長は、指名した委員に欠員が生じたときは、遅滞な</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 委員は、辞任又はその任期が満了した<u>際</u>においても、その後任の委員が選任されるまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(議決方法等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>く他の委員を指名し、補充しなければならない。</u></p> <p><u>(小委員会の議決方法等)</u></p> <p>第9条 <u>小委員会は、前条第1項により会長が指名する委員5人全員の出席により開催する。ただし、小委員会の委員長が必要と認めたときは、会長が指名した委員の過半数、かつ、会員外委員の過半数の出席により開催することができる。</u></p> <p><u>2 小委員会の委員は、各1個の議決権を有する。</u></p> <p><u>3 小委員会の議事は、出席委員の議決権の過半数をもってこれを決する。ただし、可否同数のときは、小委員会の委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>4 小委員会の行った事案に関する決定は、委員会の決定とみなす。</u></p> <p><u>(委員長への報告)</u></p> <p>第10条 <u>小委員会の委員長は、事案の審議により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した会員の管理責任を問うべきものと判断したとき、及び当該役員使用人等が在籍する又は在籍した商品先物取引仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該商品先物取引仲介業者の商品先物取引仲介業に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、その事実関係等必要な事項について、委員長に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(会長の出席)</u></p> <p>第11条 <u>会長は、委員会及び小委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p><u>(議事に関係のある者等の出席)</u></p> <p>第12条 <u>委員長及び小委員会の委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第13条 <u>委員会及び小委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。</u></p> <p><u>(細則の制定)</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(会長の出席)</p> <p>第7条 <u>会長は、委員会に随時出席し、意見を述べることができる。</u></p> <p>(議事に関係のある者等の出席)</p> <p>第8条 <u>委員長は、必要と認めるときは、その議事に関係のある者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第9条 <u>委員会の議事については、その経過の概要及び結果を記録した議事録を作成する。</u></p> <p>(細則の制定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u>	